

小牧市議会議案第53号

小牧市水道事業の布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

小牧市水道事業の布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出

小牧市長 山下 史守朗

小牧市水道事業の布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

小牧市水道事業の布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（令和6年小牧市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条に2号を加える改正規定（同条第8号に係る部分に限る。）中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、建設業法施行令の改正に伴い、所要の整備を行うため必要があるからである。

## 参考資料

小牧市水道事業の布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 建設業法施行令の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。（第4条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行する。